

令和7年度（第4回）狩猟免許試験及び初心者狩猟免許試験講習会を実施します

令和7年度狩猟免許試験及び初心者狩猟免許試験講習会を以下のとおり実施しますので、狩猟免許を新規又は追加取得しようとする方は、申請の上、受験してください。

1 日時及び会場（第4回）

区分	実施日	時間	会場
初心者狩猟免許試験講習会	令和8年2月7日 (土)	8:30～17:00 (予定)	佐久合同庁舎
狩猟免許試験	令和8年2月14日 (土)		

※第4回については、わな猟・第一種銃猟・第二種銃猟のみ試験を実施します。

2 受験資格

長野県内に住所があり、狩猟免許の欠格事由に該当しない方であり、「わな猟免許」については18歳以上の方、「第一種銃猟免許」及び「第二種銃猟免許」については20歳以上の方。

3 受験定員

30人（先着順）※初心者講習会のみの受講はできません。

4 申請受付期間

令和8年1月13日（火）から1月23日（金）【郵送の場合、受付最終日必着】
ただし、受付期間中であっても、定員に達した時点で郵送を含め、受付を締め切ります。

5 申請先

佐久地域【小諸市・佐久市・南佐久郡・北佐久郡】にお住まいの方：佐久地域振興局林務課
(〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎3階)

※佐久地域以外にお住まいの方は、お住まいの地域の地域振興局林務課へ申請してください。

6 受験手数料及び申請書類

受験手数料及び申請時に提出が必要な書類等については、別紙1をご確認ください。

7 その他

佐久会場以外の会場や受験申請書等については、長野県ホームページをご確認ください。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/sangyo/ringyo/shuryo/oshirase.html>

確かな暮らしを守り、

信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0

～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担当 林務課 林務係 三石、加藤

電話 0267-63-3152 (直通)

0267-63-3111 (代表) 内線342

FAX 0267-63-3195

E-mail sakuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp

令和7年度狩猟免許試験及び初心者狩猟免許試験講習会について

1 試験内容

- ・適性検査（運動能力、視力、聴力）
- ・知識試験（筆記試験「関係法令・猟具の知識等」及び口頭試験「鳥獣判別」）
- ・技能試験（猟具の取扱いの実技試験、距離の目測【銃猟受験者のみ】）

2 受験手数料等

区分	内 容	金 額
狩猟免許試験	はじめて狩猟免許を取得される方	受験する免許 <u>1種類</u> につき 5,200 円 (長野県収入証紙)
	既に狩猟免許を所持している方	受験する免許 <u>1種類</u> につき 3,900 円 (長野県収入証紙)
初心者狩猟免許試験講習会	受講料	無 料
	テキスト代（狩猟読本・例題集）	3,500 円

※長野県収入証紙は、郡猟友会事務局（林務課内）、合同庁舎売店等で購入できます。

テキストについては、郡猟友会事務局（林務課内）で販売いたします。

3 提出書類等

区分	内 容	数量	備 考
狩猟免許試験	狩猟免許申請書	1 部	受験申請する免許を誤りなく記載すること。
	写真 (写真裏面に氏名・撮影年月日を記入)	1 枚	縦 3.0cm×横 2.4cm の証明写真 申請前 6 カ月以内に撮影したもの
	「医師の診断書」又は 「猟銃・空気銃所持許可証の写し」	1 通	<u>所持許可を受けていない方は、 「医師の診断書」が必要です。</u>
	返信用封筒	1 通	長形 3 号封筒に申請者住所及び 氏名を明記し、110 円切手を貼付
初心者狩猟免許試験講習会	初心者狩猟免許試験講習会 受講申込書	1 部	狩猟免許試験を受験する方で 講習会の受講を希望する方

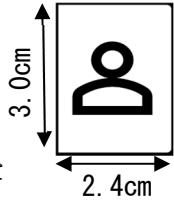
※ わな猟免許を受験する方も「猟銃等の所持許可」を受けていない場合は、「診断書」が必要です。

受験者本人以外が申請する場合は、委任状が必要です。

4 その他

- ・申込・問合せをされる場合は、開庁日（平日）の 9 時から 16 時 30 分の間にお願いします。
- ・申請様式については林務課、または長野県ホームページで入手できます。
(長野県 HP <https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/sangyo/ringyo/shuryo/oshirase.html>)
- ・申請書類に不備等がある場合は、書類の訂正・不足書類の提出がされるまで受付しません。
なお、申請受付期間を過ぎたものは一切受付しません。

狩猟免許試験 Q&A

	問	答
1	初心者狩猟免許試験講習会は、受講しなければならないのか。	必須ではありませんが、法令から猟具の取扱い等を解説しますので、受講をお勧めします。 なお、講習会のみの受講はできません。
2	同時に複数の狩猟免許を受験できるのか。	可能です。 ただし、受験免許種ごとに受験手数料が必要です。
3	住んでいる地域以外の会場の日程も受験できるか。	原則、お住いの地域の会場で受験となります。 なお、他会場も空きがあれば受験できる場合がありますが、局によって対応が異なるので、事前にお住いの地域の地域振興局林務課に相談してください。
4	佐久管外在住だが、職場が佐久管内のため、佐久地域振興局林務課に直接申請をしてよいか。	申請できません。 佐久地域以外にお住まいの方は、お住いの地域の地域振興局林務課に申請し受験してください。
5	わな猟免許を受験するが、医師の診断書は必要か。	狩猟免許の欠格事由に該当しないことを確認するため、猟銃等所持許可を受けてない場合、必要です。 なお、猟銃等所持許可を現に受けている場合は、所持許可証の写しを提出すれば、医師の診断書は不要です。 ※猟銃等所持許可は、警察での手続き等が必要
6	医師の診断書は、どこで作成可能か。	精神保健指定医、又は精神保健指定医以外のかかりつけ医でも作成が可能ですが、事前に発行の可否や料金及び発行にかかる時間を確認してください。
7	写真は、どのようなものを添付すればよいか。	縦3.0cm×横2.4cmで、無帽・無背景・正面、6か月以内に撮影した、証明写真を1枚添付してください。(スナップ写真不可) ※裏面に氏名・撮影年月日を記載のこと 
8	狩猟免許に有効期間等はあるのか。	試験に合格した年から3年後の9月14日までが有効期間です。(約3年間) 更新するには、有効期間満了年に長野県が行う更新講習会を受講し、適性検査等に合格する必要があります。
9	狩猟免許は、全国どこでも有効なのか。	全国一円で有効ですが、狩猟をするためには、狩猟したい都道府県で狩猟者登録が必要です。
10	狩猟免状は、再発行は可能か。(紛失・破損・県外登録用)	お住いの地域を管轄する地域振興局林務課に届出ることで再発行可能です。(再発行手数料が必要です。)
11	狩猟免許を取得すれば、狩猟・有害鳥獣捕獲してよいのか。	狩猟をするには狩猟者登録が必要です。 有害鳥獣捕獲をするには市町村等の許可が必要です。
12	銃猟免許を取得すれば、散弾銃や空気銃等を所持できるのか。	できません。 別途、警察での猟銃等所持許可が必要です。
13	免許を失効(取消)させてしまったが、どうすればよいか。	免許を取得するには、改めて試験を受験して合格する必要があります。 ただし、法令違反により免許を取消された者は、一定期間免許の受験等再取得ができません。

注：不明な点や詳細については、住所地を管轄する地域振興局林務課に御確認ください。